

中八幡殿以上元曆二) 國富庄(并築元弘三) 氷室庄(同) 掛屋庄(享德元) 安來庄(并築嘉曆元) 林木庄(古三建久二) 塚次庄(同同) 大野庄(東文正中二) 石見國に

久永庄(賀正應二) 長野庄(國史考仁治三) 大家庄(同玉) 安元二家作宅寬元元) 播磨國に

松井庄(東文建武元) 有年庄(同群載) 耕田庄(康富記享德三) 伊保庄(宣胤記明應六) 石田庄(元曆元) 建田庄(同) 福田庄(文治四) 布施庄(元曆元) 石作庄(同) 桑原五箇庄(文治二) 東通田庄 安田庄 鶴庄(文治三) 浦上庄(文治五) 巨智庄(以上東嘉禎四) 賀屋庄 田中庄 下端庄(新熊養和元) 久留美庄(春日師盛記至德二) 大部庄(承久三) 栗生庄(多珂郡長德四) 西河井庄(河内金剛寺文書元弘三) 佐用庄(岡本系圖建久) 伊川庄(赤松系圖) 高岡庄(小山文書) 鹽屋庄(賀觀應元) 松原庄(八幡田中藏元曆二) 雜庄(同同) 船曳庄(同) 赤穂庄(同) 安志庄(賀文治二) 林田庄(同同) 貝野庄(北延德三) 小松原庄(北文明五) 豐福庄(古三) 道建久二) 厚利庄(元東向) 千草庄(同) 神戸庄(同) 多可庄(龜嘉元三) 矢野庄(東文至德元) 天野庄(同建武三) 大鹽庄(國史考永仁七)

美作國に

打穴庄(桃) 勝田庄(東文貞應二) 香美庄(天嘉祿二) 富多庄(元) 弓削庄(東元曆元) 大吉庄 梶並庄 伊志庄(以上八幡田中藏元曆二) 倭文庄(賀壽永三) 河内庄(同同) 長岡庄(北文明五) 粟井庄(伊和社文書明德四) 廣野庄(國史考文永十) 建部庄(玉治承三)

備前國に

圓覺寺庄(三寶元慶七御野郡) 愛懸庄(宣胤記明應六) 佐伯庄(元曆元) 福岡庄(文治元) 豐岡庄(承久三) 早河庄(以上東文治四) 賀茂庄 都羅島庄 熱成庄(東文兒島郡) 鹿瀬庄(盛) 新田庄(岡本系圖玉) 永德二) 鹿田御庄(史官記寬和二) 肥土庄(八幡田中藏元曆二) 山田庄 竹原庄(賀) 以上壽永二) 豐原庄(同上正中元) 鹿忍庄(東文) 元享元 金岡庄) 金岡東庄(備前弘法寺文書以上) 長田庄(龜嘉元三) 備中國に

橋本庄(宣胤記明應六) 多氣庄(東寬喜三) 巨勢庄(同) 驛里庄(古三建久二) 牟島庄(足水文書曆應四) 萬壽本庄 同東庄 西庄 佐方庄(新熊養和元) 澁江庄(龜嘉元三) 新見庄(東文貞治五) 石井庄 石盤庄(同寬正五) 穗太庄(國史考寬元



元) 大市庄(元) 繪原庄(那須系圖) 園庄(看聞日記)

備後國に

信敷庄(文治二) 大田庄(以上東) 承久三) 有福庄(東) 文治二(賀) 壽永三) 吉津庄(北) 文明五) 坪生庄(古三) 道建久二) 奴可東庄(同) 小豆庄(同) 埴田庄(龜) 嘉元三) 三津庄(東) 建久三) 地毘庄(首藤系圖) 建武三) 安藝國に

吉茂庄(元) 壬生庄(東) 元久元) 牛田庄(醜) 承平六) 三入庄(北條系圖) 安北郡) 大朝庄(天) 文永元) 志芳庄、三田庄(東) 文正和三) 波加利庄(武田系圖) 建保三) 周防國に

島末庄(文治四) 遠石庄(以上東) 建久二) 楮野庄(東) 要) 長德四) 吉敷郡) 宮野庄(同) 承久三) 仁保庄(仁科岩城系圖) 吉敷郡) 建久八) 多々羅庄(同) 三尾庄(穴戶系圖) 羽野庄(筑紫文書觀應四) 伊保庄(賀) 壽永三) 屋代庄(古三) 道建久二) 美和庄(曆) 應四) 東荷庄(安貞二) 秋穂二島庄(以上東) 文永二) 一鷲頭庄(大内系圖) 都波郡) 長門國に

向津奥庄(文治二) 棚庄(以上東) 建久六) 大美彌庄(八幡田中殿) 元曆二(東) 文) 大峯

庄建長六) 吉永庄(國史考正) 平十五) 一宮庄(同) 康曆二) 紀伊國に

日高庄(藥師寺緣起) 石垣庄(元) 田中庄(元) 曆元) 池田庄 阿氏河庄(元) 曆元) 廣由良庄(文治二) 三上庄(同) 六) 佐野庄(承) 久四) 糸我庄(貞) 永二) 雜賀庄(以上) (東) 建長三) 木本庄(東) 要) 嘉應元) 三毛庄(同) 那賀郡) 高家庄(大德寺文書) 建武元) 平田庄(粉河寺文書) 延元三) 山東庄(桓武平氏系圖) 小倉本庄(吉水院文書) 建武元) 同新庄(同) 井上本庄(古三) 道建久二) 三栖庄(同) 同) 岩代庄(紀伊文書) 建武三) 和佐庄(久) 安四) 田井庄(同) 直川庄(嘉) 禎四) 栗栖庄 湯橋庄 鹽津庄 湯淺庄(以上紀伊文書) 天福元) 庭田庄(天) 文永元) 秋津庄(醜) 雜) 淡路國に

由良庄(元) 曆元) 廣田庄(同) 志筑庄(東) 建久三) 矩口庄(八幡田中文書) 元曆二) 鳥養庄(同) 牧石庄(同) 同) 生穗庄(賀) 壽永三) 菅原庄(東) 文正和三) 阿波國に

小島庄(元) 曆元) 久千田庄 山田庄 高橋庄(以上東) 文治二) 新島庄(東) 要) 名東) 郡長德四) 平島庄(足利將軍系圖) 那東郡) 楠淵庄(鎌治漫筆) 弘安四) 大野新庄(東)



文(建久二) 金丸庄(實)文安六) 竹原野御庄(八村文書長寛元) 浦新庄(名西郡城內  
 村幸藏文書建久二) 坂野新庄(建武三) 金村中庄(正平十) 金丸西庄(正平十七)  
 金丸東庄(以上美馬郡祖谷山菅生氏藏)永徳元) 富田庄(越後系圖承久) 枌田庄(喜  
 田氏文書) 高越寺庄、内西庄、(三木氏文書)正平十五) 福井庄(龜)嘉元三) 阿輪田  
 庄(東文)應永十九) 生夷庄(石清水神主系圖文元)  
 讃岐國に

本山庄(東嘉禎二)高松庄(舟木系圖後醍醐朝) 富田庄(龜)嘉元三) 坂田庄(古三  
 (道)建久二) 神前庄(同上) 阿津庄、託間庄、子松庄、朴田庄、長尾庄(以上古三  
 (道)建久二) 長尾庄(實)文安六) 造田庄(同)同) 富田庄(道)建久二) 作田庄(元) 鴨  
 庄(賀茂系圖)建長六) 作原庄(壬)建久六) 姫江庄(同)建長八)  
 伊豫國に

菊麻庄(賀)壽永三) 吉原庄(古三)道)建久二) 鴨野庄(三島文書)延元二) 吉岡庄(同  
 正應六) 弓削島庄(東文)乾元二) 山崎庄(越智系圖承久) 大島庄(櫻雜)  
 土佐國に(南)南路志所引古文書)

介良庄(壽永元) 夜須庄(以上東) 津崎庄(同)文治三) 津野庄(南)高岡郡)壽永二)

大里庄(同)弘安九) 幡多庄(同)元弘四) 佐喜濱庄(同)安喜郡)正慶元) 室津庄、瀬江庄  
 (建武二) 吾川山庄(文和三) 高岡庄(貞治五) 野本庄(貞治五) 物部庄(同上)永徳四)  
 片山庄(同)應永二) 有井庄(同)應永十八)安藝郡) 和食庄(同)○應永卅三)同郡) 本庄(建  
 久二) 大方庄、山田庄、以南庄、安藝庄(以上)道)並)建久二) 田村庄(足水家系圖)應四)  
 筑前國に

板持庄(小右記)寛仁六) 宗像庄(元暦元) 三箇庄、三猪庄(文治五) 岩田庄(建保三)  
 勝木庄(寛喜二) 小島庄(寛元五) 生葉庄(以上)東)寛元二) 長淵庄(彌)文書貞和  
 元) 楠部庄(實) 三奈木庄(島津文書)正應元)早良郡) 遠賀庄(筑紫文書)正平七) 夜須  
 庄(同) 原田庄(同) 山鹿庄(古三)建〇二) 楠橋庄(實)文安六) 若宮庄(以上)實) 網利  
 庄(志賀文書)建武元)宇佐大鏡)康和中) 椿庄(宇佐大鏡)康和) 植木庄(東文)正和三)  
 三原庄(同)正中二) 赤馬庄(看聞日記)

筑後國に

三原庄(東)元暦元) 岩田庄(元久二) 田島庄、生葉庄(以上)東)寛元二) 上妻庄(玉垂  
 文書)實治二) みゆまの御しやう)住吉村)近藤氏藏)弘安四) 三瀬庄(曆世古文書)嘉元三)  
 河北庄(北)嘉慶二) 三毛山門庄(古三)道)建久二) 高良庄(實)文安六) 小家庄(宇佐大



鏡康和(守部庄(万壽三)竹野庄(万壽三)西目(正應元)小河庄(万壽三)御深御庄(以上字佐大鏡治安三)湖高庄(天文永元)積木庄(東文正和三)鯉坂庄(東文至德元)肥前國に

神前御庄(文治二)村浦庄(以上寛元三)村田庄(菊地系圖正治建保)隈庄(武藤系圖)與賀庄(筑紫文書正平七)上庄(同享德四)彼杵庄(古三東文元弘三建久二)大田庄(同)佐賀庄(實文安六)山鹿庄(同上同)米多庄(字佐大鏡)赤自庄(永承元)大楊庄(承曆五)大野庄(並同寛弘三)肥後國に

鹿子林庄(玉安元三)球摩白間野庄(元曆元)山本庄(東文治二)八代庄(同建久三)大町庄(仁治二)守留庄(道建久二)蜜田庄(古三)道同)神倉庄(東文)康平二元德三)小野野庄(同安貞二正和三)小鹿庄(醜雜)寛治六)豊前國に(字鏡)字佐大鏡

宇原庄(史官記)前野野庄(同長德元)大野庄(東福寺文書規矩郡至德三)津根庄(筑紫文書貞和五)字佐庄(大友文書建武元)深水庄(下毛郡)新開庄(中田庄)延久三)角田庄(康平六)津隈庄(同四)賀庄(天喜二)到津庄(寛弘四)勾金庄

(康平六)長野庄(永保規矩形)奈古庄(以上字鏡)承德二築城郡)緒方庄(藤林系圖)豊後國に(豊)豊後國國田帳)

大野庄(武藤系圖貞應二)富田庄(宇津宮家藏三浦文書建武二)阿南庄(由原八幡文書嘉曆〇三)白杵戸次庄(古三)建久二)田染庄(字鏡康和)石垣庄(同)富田庄(同上永承)八坂上庄(野上文書嘉曆元)都甲庄(真玉庄)草地庄(白野庄(豊國崎郡)石垣庄)龜門庄)大神庄)八坂下庄)本庄(同速見郡)植田庄)賀來庄)本庄)津守庄(同大分郡)白杵庄)丹生庄)佐伯庄)本庄(同海部郡)日田庄)大肥庄(日田郡)長野庄(同玖珠郡)

日向國に(日田)建久八年日向國國田帳)國富庄(東元曆元)西方島津庄(盛)白絲庄(大山系圖應永以前)平群庄(古三建久二)宮崎庄(字鏡延久二)白杵庄(同)諸縣庄(長承六諸縣郡)浮田庄(嘉保二)那珂庄(長承那珂郡)田島庄(以上字鏡那珂郡)縣庄)富田庄)廣原庄)藤木別庄)吉田庄)馬關田庄)吉田庄(日田)

大隅國に(大隅)大隅國國田帳)克田庄(東元久元)始良庄(福慶文書文和五)島津庄(天國)薩摩國に(國田)建久八年薩摩國國田帳)

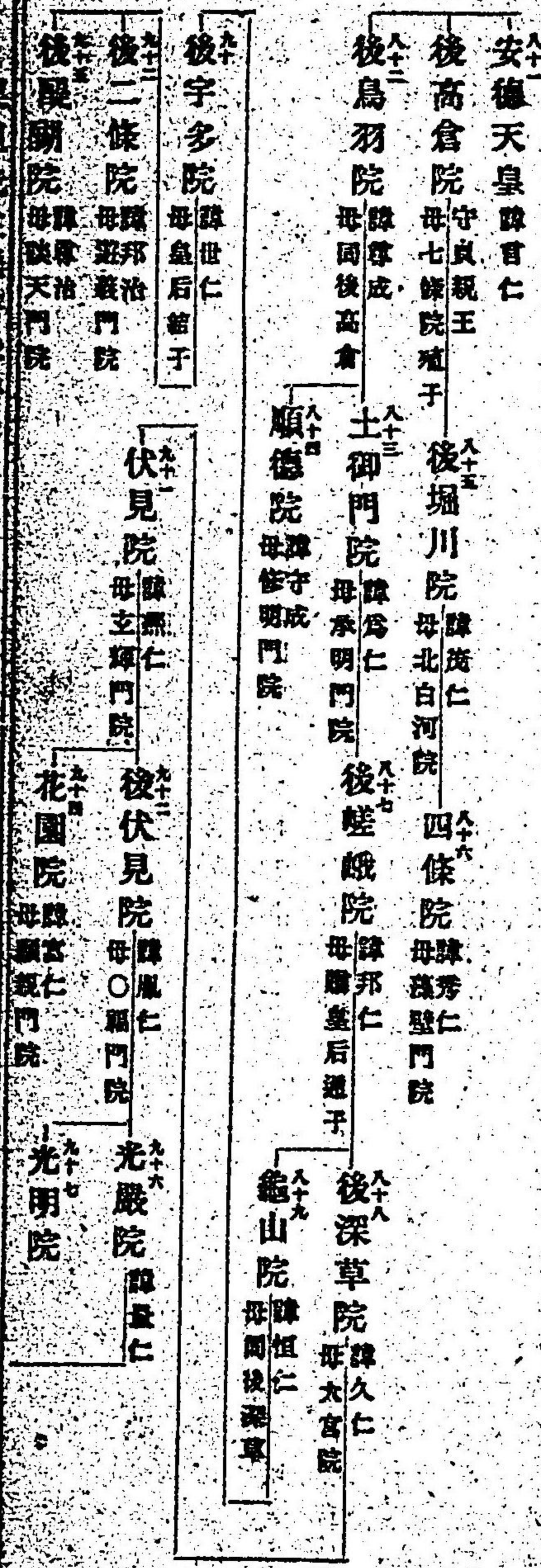


皇里先生傳

島津庄(島津文書文治五) 伊作庄(爾貞和二) 老松庄(國田薩摩郡) 日置庄(同) かく天下國郡に庄園あらざる所なきが如くなりしかは國郡割裂して王土日に墜るに墜りき王土日に墜るにより貢税いと少くなりけるに合せて諸院宮にも止む事を得ず庄園を設けられしも自らなる勢也後白河法皇の如き長講堂領を置給ひしか後に及ては一百八十處の多きに至りぬ建久中源頼朝其租入を定めて世々上皇の御庄とせられけるを御世々々に傳へて後醍醐法皇に至り龜山帝の皇胤をして永く大統をうけ奉らしめんと申しければ登領をば後深草帝に授けて子孫の資となし皇位に登らしめじと仰せ給ひしにさすか後深草の皇弟におはしければ龜山に御位を譲り給ふ時其領を譲り給ひしと聞ゆ長講堂領の事の起りは大日本史後醍醐天皇本紀に脱履後二皇子相繼臨祚帝臨政院中殆三十年矣(神皇正統記增鏡)特屬意龜山帝欲使其胤子承續大統(神皇正統記增鏡梅松論吉續紀正安三年)立後宇多帝居東宮後北條時宗建議立伏見帝爲後宇多帝太子自是後深草龜山二帝之後迭承皇統朝廷益弱矣(增鏡梅松論)又龜山天皇本紀に伏見帝之立也固非帝之本意是以不樂涉日通狂賊淺原爲賴入犯宮闕時論疑帝之所使帝甚不安賜誓書北條貞時以白誓(增鏡異本太平記)又伏見天皇本紀に初帝爲北條時宗所立立因與時宗貞時謀立後伏見帝後宇多上皇讓其孫先帝昭貞時遂議定使後深草

龜山二帝之後迭立限以十年終嗣致元弘之亂云(參取神皇正統記梅松論)又後醍醐天皇本紀に延慶元年八月花園帝臨祚時後二條帝皇子邦良宣立爲儲嗣後宇多法皇曰朕有所思宜先立儲治及邦良(神皇正統記)嘉慶元年七月二十四日丙寅立本院皇子邦仁親王爲皇太子(歷代皇記皇胤紹運錄皇代略記島津家本太平記)云々先是皇太子邦仁莫天皇因欲選諸皇子立之北條高時執兩宗迭立之議天皇遣中納言藤原定房于鎌倉依後醍醐帝遺詔資讓高時云々遂不奉認(參取神皇正統記增鏡梅松論)とあるに上れるものなれば此に皇系を掲げて其大要を云べし皇胤紹運錄に

高倉院皇子



皇里先生傳



後光嚴院

後醍醐院

後小松院

とみえまた梅松論に爰に後醍醐院寛元年中に崩御の刻遺勅に宣く一の御子後深草院御即位あるべしおりの後は長講堂領百八十ヶ所を御領として御子孫永く在位の望をやめらるべし次に二の御子龜山院御即位ありて御治世は累代敢不可有断絶子細有るに依てなりと御遺命あり是によりて後深草院御治世實治元年より正元二年に至りてなり次に龜山院の御子後宇多院御在位建治元年より弘安元年に至るまで也後醍醐院崩御以後此三代は御譲にまかせて御治世相違なき所に後深草院の御子伏見院は一の御子の御子孫なるに御即位ありて正應元年より永仁六年に至る次に伏見院の御子持明院正安元年より同三年に至りて此二代は關東のはからひよこしまなる沙汰あり然間二の御子龜山院の御子孫御體有に依て又其理に任て後宇多院の御子後二條院御在位あり乾元二年より徳治二年に至る又此君非義有に依て立歸一の御子後伏見院の御子秋原院御在位あり延慶元年より文保二年に至りて又御運運に返りて後宇多院の二の御子後醍醐院御在位あり元應元年より元弘元年に至りて此後醍醐院

の御遺勅相違して御即位轉變せし事併關東の無道なる沙汰によりいかてか天命に背かざるべきと遠慮有人々の耳目を驚かさぬはなかりけり抑一の御子の御子後伏見院御在位の頃關東へ潜に連々仰られていはく龜山院の御子孫御在位連續あらは御治世の威勢を以ての故に諸國の武家君を擁護し奉らは關東途にあやうからんものなり其故は承久に後鳥羽院隱岐國へ移し奉りし事やすからぬ敷慮なりしを彼院深く思召れてやもすれば天氣關東をうちほろほし治平ならしめん趣なれども時節未到來せざるに依て今にいたるまで安全ならず一の御子後深草院の御子孫に於ては天下の爲によく元より關東の安寧をおほしめし處也と仰下されける程に是に於て關東より君を根奉る間御在位の事に於ては一の御子後深草院二の御子龜山院の兩御子孫十年を限に打替々々御治世あるべきよしはからひ申間後醍醐院の御時當今の勅使には吉田中納言定房卿持明院の御使には日野中納言の次男の卿京都鎌倉の往復再三に及ぶ勅使と院の御使と兩人關東に於て問答事多しと雖も定房卿申されけるは既に後醍醐院の御遺勅に任せて一の御子孫御深草院の御子孫長講堂領を以て今に御管領有上は二の御子龜山院の御子孫は累代相違有へからざる處に關東の沙汰として度々に及て轉變更に其期を得ず當御子孫御在位の煩常管に絶す



兼を遣し申さるゝといへども以同實たる上は是非にわたはざるよし再三御をくだ  
 さるゝに、よて二の御子の御子孫後醍醐院御禰を受たまひて元應元年より元弘元年  
 に至御在位の間今に於ては後醍醐院御遺勅治定の所に元應二年に持明院の御子立  
 坊の儀あり、以外の次第なり、凡後醍醐院我神武の以往を聞に未下として天下の位を  
 定奉る事を不知、且は後醍醐院の明鏡なる遺勅をやふり奉ること天命いかんぞや、  
 御在位十年をかきりに、打替へ有へき規矩をさため申さんや、しかれば持明院十年  
 の所領を以あるへきや所詮持明院の御子孫すでに立坊の上は、彼の御在位十年の間  
 ば長講堂領を以十年龜山院の御子孫に可被進よし、數々度道理を立て問答に及ぶと  
 いへども是非なく持明院の御子光嚴院立坊の間、後醍醐院逆隣にたへすして元弘元  
 年の秋八月廿四日、ひそかに禁裏を御出有て、山城國笠置山へ臨幸あり、卿相雲客少々  
 供奉す、畿内の軍兵等をめされ催さるゝの間、天下騒ぎ申もおろかなり、云々をみえ、  
 朝租入を定めて、上皇の御庄とせし事は、東鑑に、建久六年四月廿一日丙子、將軍家御奉  
 内又合參宣陽門院、給長講堂領七箇所、事任、故院遺勅、可被立之由申沙汰、給之云々、二十  
 四日己卯、長講堂領七箇所、如元可進、濟乃買之由治定云々、是將軍家依命申行給也と云

其證は龜山帝の勅語に、文永故院御讓狀一向以恩借爲惣領歟、深草院雖爲兄一事一言不  
 及新証是併被重孝道故歟、且爲先例、非余新儀所領配分、依多少不慮、嗟々出來、可私々々、可  
 哀々々とあり、文永故院とは御父後醍醐天皇文永九年に崩御ありし時の事を云り、恩借  
 とは龜山帝はや、正應二年に薨愛せられし故の事と聞ゆ、深草院は同母の皇兄後深  
 草院を云ふ、故院の御讓狀に、後深草をさし置て龜山を惣領と思して、庄園を讓られしか  
 とも、少しも御許ひなどはなかりしとなり、かくて思へば、後深草即位まし、かど故院の  
 御おかれしまゝに、後深草より龜山帝に讓り給ひしなるべし、さて其領を後醍醐天皇に、  
 次々に及ぼし授くへき敬慮ありし事は、件の文に且爲先例、非余新儀とみえて、また遺勅  
 の語に、太王不讓泰伯、而意在季歷、泰伯三讓季歷、意在文王、(文を原書に大とあれど文の  
 誤なる事著ければ訂せり) 思之々々、とあるを合せて、龜山帝は後醍醐に授くへき敬慮  
 ましける事、其所領をも故院の後深草には讓り給はすして、龜山に讓れる例に連て、當帝  
 には授けまさす、後醍醐に讓るべく思したる事を喩るべし、  
 かく定め云ふ時は、梅松論の説といたく違ふが如く、聞ゆれども、梅松論はかゝる内情  
 をば委しく知らずし、表面にあらはれたる處のみをもて、書りし故なるべし、然らば



其内情をばいかにして知らるゝぞといふに、本文に記せる勅語は、龜山帝の眞の叔慮に出し遺勅なるをもて、明らかなればなり、其は龜山帝の後昭訓門院の御兄西園寺左大臣公衡公の、まのあたり帝の遺命をうけて記されたる、龜山院御凶事記（嘉元三年九月廿二日より廿九日までの記也、此記の原本は、卷子にて、當時公衡公の自書なるべく思はるゝを、神田議官所藏せり）に、一通銘曰西殿准后（この准后は、後醍醐の御母談天門院にして、龜山帝の寵幸を得し人なり）准后高倉（号西殿）巖岐國宅間郷、越前國酒井郷西谷庄、これら御分たるへく候、後々は尊治の親王にまいらせられ候へく候（この尊治親王は、即後醍醐天皇なり）嘉元三年四月廿六日御判と見え、又一通銘曰、賜前右大臣（この前右大臣は、公衡公を云り、公卿補任同年前右大臣従一位藤公衡、九月廿七日賜御衣服、十二月六日除服宣下、とあるは、龜山帝崩御によりての事なるをも思ふべし）五旬以後、面々御讓狀等、守銘或持參、或可分進、大王不讓泰伯云々（この全文上に舉たり）嘉元三年七月廿六日御判云々、一文永故院御讓狀云々（この文も本文に舉ぐ）とあり、また正統記に、後醍醐帝の事を云て、龜山上皇やしない申給ひき、龜山は此君をすへたてまつらんと思しめして、八幡宮に告文をおさめ給ひしかと、云々とあるを合せ考へて其あらましを知るへし、さて公衡公にかく遺勅を傳へしも、故ある事と思しけ

れは尊卑分脈に記せる藤原系圖を考ふるに、

西園寺

公相 實兼 太政大臣

今出川 西園寺  
公衡 左大臣  
左近衛大將

實衡 公宗

公具

女子 寧子 後伏見院妃

公顯

女子 恒明親王母

兼季

女子 伏見院后 錦子

女子 瑛子 龜山院后 昭訓門院

女子 禧子 後醍醐院后

かくの如し、公衡左大臣の妹瑛子は、龜山院の後なり、その妹禧子は、後醍醐院の後なり、故にその内情をうちあかして、左大臣に遺命し皇位を後醍醐に傳へ、またその庄領をも授くへく制てさせ給ひしなるへし



されど御子後宇多の御世を経て、伏見即位の時後宇多より伏見に堂領を譲られしか、又は武家のはからひにて還しまるらせしなるべし、さて伏見帝北條貞時と謀りて、後伏見を立て奉り、兩宗迭立の議を定め、次は後二條、次は花園、次は後醍醐に及び、次は光嚴即位ますべく定まりし故に、後醍醐堂領は龜山の御子孫にて預るべきものなりとて、御憤りましけるを、高時詔に違はず、終に元弘の亂を致せり、故に高時を討する時は、庄園の與奪を以て、武人僧徒を激勵し、高時の闕を犯す時は、軍餉を東國諸庄に課したるを以て、新田義貞憤を起し、兵を擧て高時を滅せり、中興の後、庄園闕所の分配、當を得ざるより、高氏反して王土を攘奪し、將士の心を得んとして、之に與ふるに庄園を以てするも足らず、遂に大國を授けしかば、一人にして數國を領し、その強暴制すべからざるに至る、是亦室町の時、亂離やまさる所以なり、さて應永四年、崇光院崩御なりしかば、其所領長講堂、金剛院、熱田社、播磨國衙等の領地を、後小松帝に譲り給ひしとみゆ、庄園の天下に關係ある事、大なるを見るへし、

後醍醐帝の高時を討する時云々は、光明寺藏書殘篇に、官軍可存知條々、一高時法師黨類、僭上無禮之間、爲正彼暴逆、所被擧義兵也、云々、一長講堂領以下、本所各別庄園等、不可致、溢妨、一執柄以下、一流家々、縱雖有不忠、事不可斷、其跡家領庄園等、不可有其妨事、また

勅制軍法條々、一勳功賞事、右武士以下、緇素貴賤、不論其人、於敵合戰、忠之輩者、本所帶本所等、安堵之外、各新可有、不次之恩、賞其功、及子孫、可令永代相傳之條、勿論也、又戰場墜命者、其子孫妻妾、並親類、郎從等、中雖爲何仁、撰其器用、充賜所領、可令繼其跡矣、云々、とみえ、高時闕を犯す時の事は、太平記(新田義貞擧義兵條)に懸りける處に、新田太郎義貞、去三月十一日、先朝より繪旨を賜りしかば、千劍破より虛病して、本國へ歸り、便宜の一族選を窃に集て、謀反の計畧を運されける、懸る企有りとは思ひ寄す、相摸入道舍弟四郎左近大夫入道に、十萬餘騎を差副て、京都へ上せ、畿内西國の亂を鎮むへしとて、武藏、上野、安房、上總、常陸、下野六ヶ國の勢を催されける、其兵糧の爲とて、近國の庄園に臨時の天役を懸られける、中にも新田庄世良田には、有徳の者多しとて、出雲介親連、黒沼彦四郎入道を使にて、六万貫を五日の中に沙汰すへしと、堅く下知せられければ、使先彼所に蒞て、大勢を庄家に放入て、隨資する事法に過たり、新田義貞是を聞給ひて、我館の邊を雜人の馬蹄に懸させつる事こそ返々も無念なれ、争か見ながら堪ふべきとて、數多の人勢を差向られて、兩使を忽に生捕て、出雲介を禁置き、黒沼入道をは首を斬て、同日暮程に世良田の里中に懸られける云々、また(大塔宮熊野落條)去程に熊野の別當定遍云々、其邊の郷民共の欲心を勸て、宮を他所へおひき出奉らんと相計て、



道路の辻に札を書て立けるは、大塔宮を討奉りたらん者には、非職凡下をいはず、伊勢車間庄を（西源院本作栗真庄）恩賞に充行なはるへき由關東御教書これあり、其上に定遍先つ三日が中に、六万貫を與ふへし云々と定めて、奥に起請文の詞を載せて、嚴密の法をぞ出しける、云々、欲心強盛の八庄司共、此札を見てければ、いつしか心變し色替て、怪しき行跡共にぞ聞へける云々などあり、中興の後分配當を得さりし事は、同書（公家一統政道條）に、同年（元弘三年なり）八月三日より軍勢恩賞の沙汰有へしとて、云々万里小路中納言藤房卿を上卿になされ、申狀を附渡さる、藤房是を請取忠否を正し、淺深を分ち、各申與んとし給ひける處に、内奏秘計に依て、只今迄は朝敵也ける者も、安塔を賜り、更に忠なき輩も五ヶ所十ヶ所の所領を賜りける間、藤房諫言を納兼て、病と稱して奉行を辭せらる、角て賦止すへきに非すとて、九條民部卿を上卿に定て御沙汰有ける間、光經卿諸大將に、其手の忠否を委細尋究て、申與へんとし給ひける處に、相摸入道の一跡（徳宗領）をは内裏の供御料所に置く、舍弟四郎左近大夫入道の跡をは、兵部卿親王へ進らせらる、大佛陸奥守の跡をは、准後の御領になさる、此外相州の一族關東家風の輩か所領をは、させる事なき、鄂曲妓女の輩、蹴鞠伎藝の者共、乃至衛府諸司官女官僧まで、一跡二跡を合て、内奏より申賜りければ、今は六十六箇國の内には、立錐の地

も軍勢に行へき關所は無りけり、かゝりければ、光經卿も心計は無偏の恩化を申沙汰せんと欲し給ひけれとも、叶はで年月をぞ送られける云々、或は内奏より訴人勅許を蒙れば、決斷所にて論人に理を附られ、決斷所にて本主安塔を賜れば、内奏より其地を別人の恩賞に行はる、如此互に錯亂せし間、所領一所に四五人の給主附て、國々動亂更に休時なしとあるにて、著く高氏反して、云々は、梅松論に關東の合戦の事先立より京都へ申されけるにて、將軍御奏聞ありけるは、關東におゐて凶徒既合戦をいたし、鎌倉に責入間、直義朝臣無勢にして、禦戰へき智略なきにて、海道に引退よし、其聞えある上は、暇を給て合力を加へき旨、御申度々に及ふといへとも、勅許なき間、所詮私にあらず、天下の爲のよしを申捨て、八月二日京を御立出有、此頃公家を背奉る人々、其數をいらす有しか、皆喜悅の眉を開て、御供申けり、云々、去程に將軍御兄弟鎌倉打入、二階堂の別當に御座ありしかは、京都より供奉の輩は、勳功の賞にあつかる事を悦、又先代與力の輩は、死罪流刑を宥められける程に、先非をくいて、いかにも忠節をいたさん事をおもはぬ者ぞなかりける、云々、今度兩大將に、供奉の人々に、信濃常陸の關所を勳功の賞に宛行はる、所に、義貞を討手の大將として、關東へ下向のよし風聞しける間、先義貞の分國上野の守護職を上杉武庫禪門に任せらる、是を拜領して、用意の爲に國に



下るか、りし程に京都伺候の親類代官ともは急都へ上關東に忠を存る仁は、又京都より逃下間海道上下の輩俄に織綺のごとし、建武二年の秋冬より、世上敢て穩ならず去程に數万騎の官軍關東に下向するよし聞えければ、高越後守を大將として、大勢をさしそへて、海道へつかはさる云々、建武二年十二月二日下御所數万騎を率して同五日手越河原に馳向て、終日入亂て戦けるに、人馬の足おとは、百千の雷の地に落るかとうたがはれ、劍戟のひらめきけるは電のごとし、おそろしなんともいふはかりなし、かかりし程に討死手負數を不知、御方利を失ひしあひた、武家の輩多く降參して、義貞に屬す云々、小山結城長沼が一族云々、累代武畧の譽を殘し、弓馬の達者なり、其勢二千余騎仰を蒙りて、將軍の先陣として、建武二年十二月八日、鎌倉を御立ありければ、諸人箱根の御陣に加て、御合力あるべきかとおもふ所に、將軍云々、同十日の夜云々、藍澤原におゐて、爰をかきりと戦しに、敵數百人討取間、御威にたへすして、武藏の太田の庄を、小山の常犬丸に行はる、是は由緒の地なり、又常陸の關の郡を結城に行はる、今度戰場の下文の始也、是を見聞、盡命をわすれ死をあらそひて、勇戦はん事を思はぬ者はなかりける、香餌の下には懸魚あり、重賞の所には勇士有といふ、本文是なりけりとぞ覺えしとあり、又大國を授けし事は、大平記(山名京兆被參御方條)に、げにも此人御方に成な

らば國々の宮方力を落すのみならず、西國も又可無爲とて、近年押へて被領知つる、因幡伯耆の外、丹波丹後美作五箇國の守護職を被充行ければ、時氏父子の榮花の時ならず春を得たり、また明德記に、山名陸奥守小林を呼て宣けるは、若軍利有は、争ふべき人あるへからず、御分執事の職に居して、毎事を申沙汰し給へと宣られければ、小林良有て申けるは、當家の御事は、先年御敵にならせ給たりしかども、御後悔有て、故殿御歸參の後、御一家の間に、十一箇國の守護職を御拜領のみならず、諸國の御領共、幾千萬と申限も候はず、是等は皆御所様の御恩にて候はずや云々、また奥州四箇國の守護にて坐しかば、恩願芳志の若黨の外、一家の被官たるもの、一二万人も有りつらむに、軍難儀に及びしかば、思々に逃散て、氏清の討死し給所にて、一人も供をせさりけるは、言の葉も無うたてさよ、(中略)此奥州丹波一國の守護たりし時も、こそ有りつらめ、今は、四ヶ國の管領として、何事の不足さに、此謀反思立けん、と申に、貧くして、へつらはさるは、有とも、富て起らざるは無といふ理りと覺えたり、事に觸て、惡事をのみ振舞給しか共、公方より補任の守護なれば、恐を成申て、欺人も無りしを、我權勢を憚りて、世の人おつるそと意得て、今度の大逆を企られし、心の程こそ短慮なれ、云々とあるか如し、さて、崇光院の御領を譲り給ひし事は、後崇光院の椿葉記に、延文二年二月十八日、崇光上皇はふしみの



離宮に遊御なり、閑素にてまします光嚴光朝、兩法皇もせん後醍醐はうもみな還御なる、そも長講堂領、法金剛院領、熱田社領、同別納、播磨國衛、同別納等は、後深草院以來、正統につたはる、  
 玄かれは法皇光嚴の御ゆつりをうけて、上皇御管領あり、御堂御領知行する諸家、みなこの院に奉公す云々、中略かくて後小松應永四年の冬より御惱にて、同五年正月十三日崩御なりぬ、遺勅にて崇光院と申、いつしか御領の事ともまゝありて、御百ヶ日すぐれば、やかて長講堂領、法金剛院領、熱田領、播磨國衛已下、ことごとく後小松禁裏へめされぬ、あまりになさけなき次第と聞はさらなり、然れば忽に御半籠の御あひた親王やがて御出家あり、おほよそ長講堂法金剛院領の事は、光嚴院御をき文に、親王踐祚あらば、直に御相談あるべし、もし、玄からずは、後光嚴禁裏御管領あるべし、たゞし末代兩方御治天あらば、正統につきて、伏見殿の御えそん御管領あるべきよし、まをしをかゝる、まかれども、まんわう登極の御先途をとげられねば、ちからなきまたいなり、かくて同年五月には、まきはら殿の前坊崩御なりぬ、かの御領ともは、室町女院後堀川院御女御遺領なり、せん坊御一期ののちには、宗領にかへしつけらるべきよし、光嚴院御をき文あり、始終は伏見殿御管領あるべきよし、せん坊御在世の時、崇光法皇へ申をかゝる、この子細准后き、ひらかれて、室町院領の中七ヶ所と、萩原殿の御所とを、伏見殿へ進せらる、又播州國衛は長講堂領の外

とて代々の御譲りちやう、各別なれば、國衛をもおなしく返し申さる、國衛の奉行職は光嚴院の御時勅修寺朝恩には、いりやうして御ねんくをとりさた申也、同別納十ヶ所もまいらせらる、おほよそ國衛の別納は、かす十ヶ所あり、崇光こゝろん御管領にまかせて、そこをこそ御安堵あるべけれとも、これも仙洞御管領あれば、申たてらる、に及はず、この御りやうどものうちさへなを不知行のところ、おほければ、たゞ有名無實なり、さて御所をさへあけられては、まきはら殿へうつし申さる、ふしみの殿を義滿は准后の山庄になさるへしとて、人もなくいたつらにをかゝる、さるほどに、同六年十一月大内記左京大夫入道、義弘謀反おこして、天下みたれたるおりふし、ふしみの御所をはかへし申さる、そのまはすに、運はんぎ御よなりぬ、また堂領の事は、圓大曆に觀應二年十一月廿四日、條々、以具忠朝臣仰遣、候得其意、可被計沙汰也、御事書高粮紙也一條々、一仙洞以下、御事、載事書遣之、得其意、可申入矣、一一上、事、爲諸公事奉行、所被任、左大臣也、一人々參事、面々參仕、有其煩也、宜應其召矣、一、要劇諸用、事、隨當用相計、可召進也、仙洞以下、事、未靜謐、定有御怖畏、歎不可、令驚動、給、且長講堂領等御管領、不可有相違候由申入矣、以上、左大臣藤原朝臣公賢、正平六年十一月十三日、廿五日辛未云々、長講堂御管領、不可有相違之間、爲本意之由、可申入矣、二十六月壬申天晴間、大藏卿來、仙洞御領元弘御沙汰次



第説之、今日具忠朝臣爲示聞之所詮長講堂、法金剛院并龜山院御讓五个所御方御分室町院御領半分、法皇御分等被進給旨云々、長講堂領法金剛院領尾張國黒田庄、播磨國多阿庄、丹波國栗村庄、美濃國麻績庄、遠江國飯田庄、備中國瀧江庄、右所々御管領不可有相違者、天氣如此、以此旨可令申沙汰給、仍執如件、元弘三年六月七日、謹上馬三位殿、左中將忠顯、長講堂領法金剛院領岩藏三位中、龜山院被進上伏見院、已上後伏見御分、室町院御領半分、花園院御分、今出川院御領、永福門院御分、また看聞日記、應永二十四年十二月三日晴、武藏堀池事菊第申談之處、所詮最所長講堂領之由明感申之間、被成下奉書舉、而爲室町院領之由被聞食披被聞之、又永享五年十二月十二日、長講堂領法金剛院領丹州山國庄灰形、濃州多藝御目宛出雲國横田庄被進云々、二十六日晴、定直申熱田社領長講堂寺役三千匹、自往古有沙汰、帶支證申、去年まで舊院有御沙汰、(下略)同六年二月廿二日、源宰相以狀申美濃國加納郷、(綾小路少將有俊當知行)若狭國吉田三宅庄、(後小松院御所侍當知行)播磨國衙別納高岡北條、(公文朝臣當知行)云々、また勘仲記、弘安四年閏四月七日、御息所御領越前國坂北庄、自關東進本院此御領本家長講堂領也、來被進御年貢又加賀前田家の古蹟文徴に、越前國さかの北庄事、後ふか草の院御ゆつり見まいらせ候ぬ、長かう堂領にこんし候まじきよし、うけ給候うへは、もとのことく、郷々一

圓の御管領まざる候まじく候、(鹿苑院義滿公)花押、また長講堂領筑前國志賀島事、早守事上之旨、可被致殿察沙汰之狀、如件、觀應二年六月十九日、左兵衛佐殿義詮花押、などもみえたり、

(七)

北畠親房卿の庄園の弊を論へる言に、天下を治め給ふと云事は、國郡を專にせずして、其事となく不輸の地を立らる、事のなかりしにこそ、國に守あり、郡に領あり、一國の内皆國命の下にて治めし故に、背く民なし、かくて國司の行迹を勘へて、賞罰ありしかば、天下の事掌を指て行ひ易かりき、其中に諸院諸宮に御封あり、親王大臣も又如此、其外官田職田とてあるも、皆官符を給て、其所の正税をうくるばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし、但大功の者ぞ今の庄園などて傳るが如く、國にいろはれずして傳ける、中古と成て、庄園多く立られ、不輸の所出來しより、亂國とはなれり、上古にはこの法よく堅かりければ、にや、推古天皇の御時、蘇我大臣わが封戸を分て、寺によせんと奏せしを、終にゆるされず、光仁天皇は永く神社佛寺に寄られし地をも、永の字は一代に限へしとあり、後三條院の御世にぞ、此費をさかせ給て、記録所をおかれて、國々の庄公の文書を召て、多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より、新立の地彌多く成て、國司去る所百分が一に成ぬ、後さまには、國司任に越くことさへ無く、其人にもあらぬ限代をさして、國を治めしかば、争か亂



國とならざらむ、況や文治の始國に守護職を補し、庄園郷保に地頭を置れしより、この方は更古の姿と云事なし、政道を行なはる、道悉たえはてにき、適一統の世に歸りぬれば、このたびそ古き弊をも改められぬべかりしかど、それまでは剩の事なり、今は本所の領と云し所々さへ、皆勳功に混せられて、累家もほとく、其名はかりに成ぬるもあり、此れ皆功にはこれる輩君を、とし奉るに依て皇威もいと、かろくなるかどみえにたき、かれば其功なしといへども、古より勢ある輩をなづけられんために、或は本領也とて給るもあり、或は近境也とて望もあり、關所をもて行はる、にたらされば、國郡に付たりし地、若くは諸家相傳の領までも、競申けりこそ、治まらむとて彌亂やすからんとして、ますく、あやうくなりける、末世の至りこそ、實にかなしく侍れ(神皇正統記)といはれたるは、實にあたる言なりけり

明治二十年二月二十八日東京駿河臺のかりすまゐにして書をへぬ

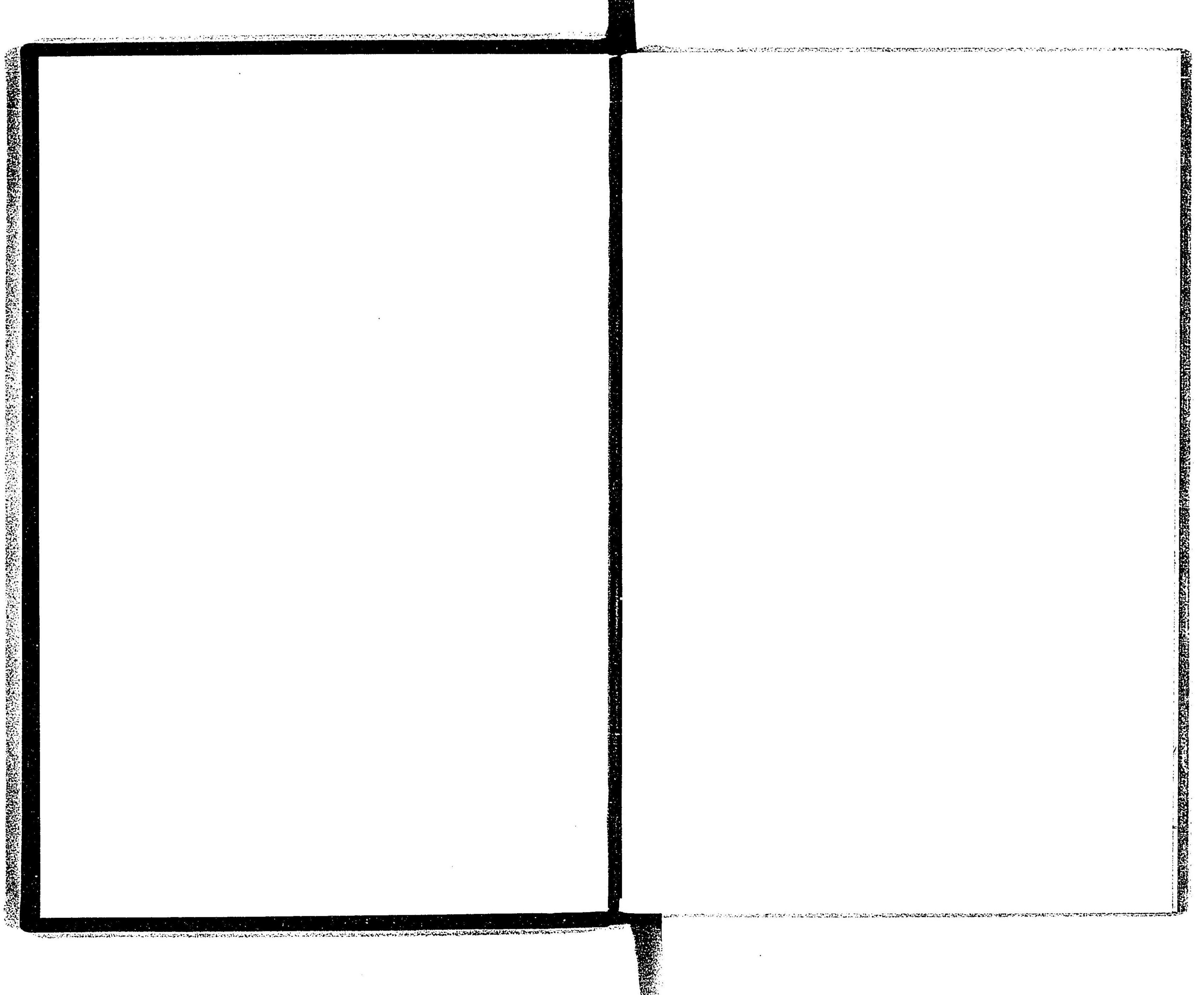
栗里先生雜著卷十終



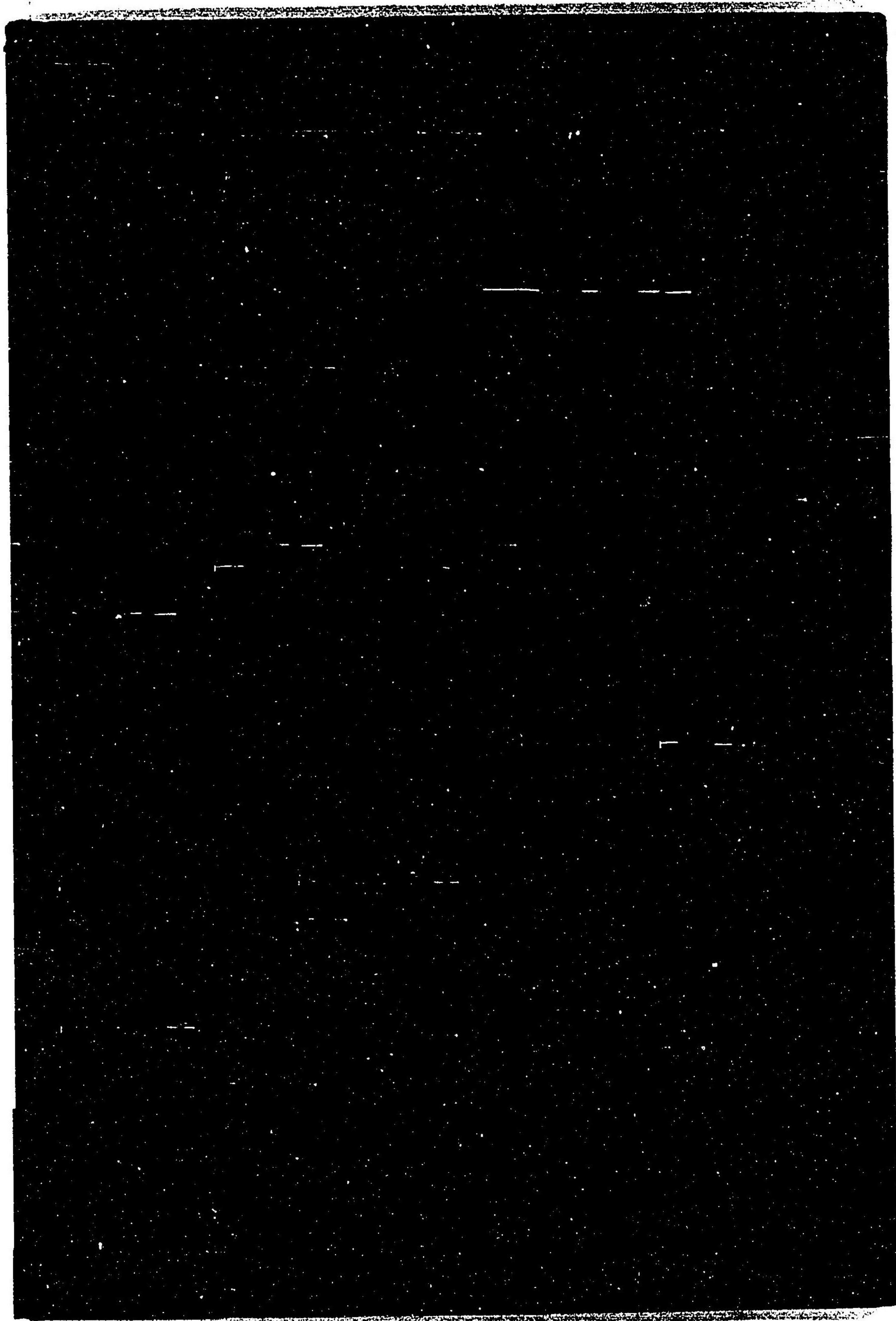
大正十四年四月二十五日

小牧海子





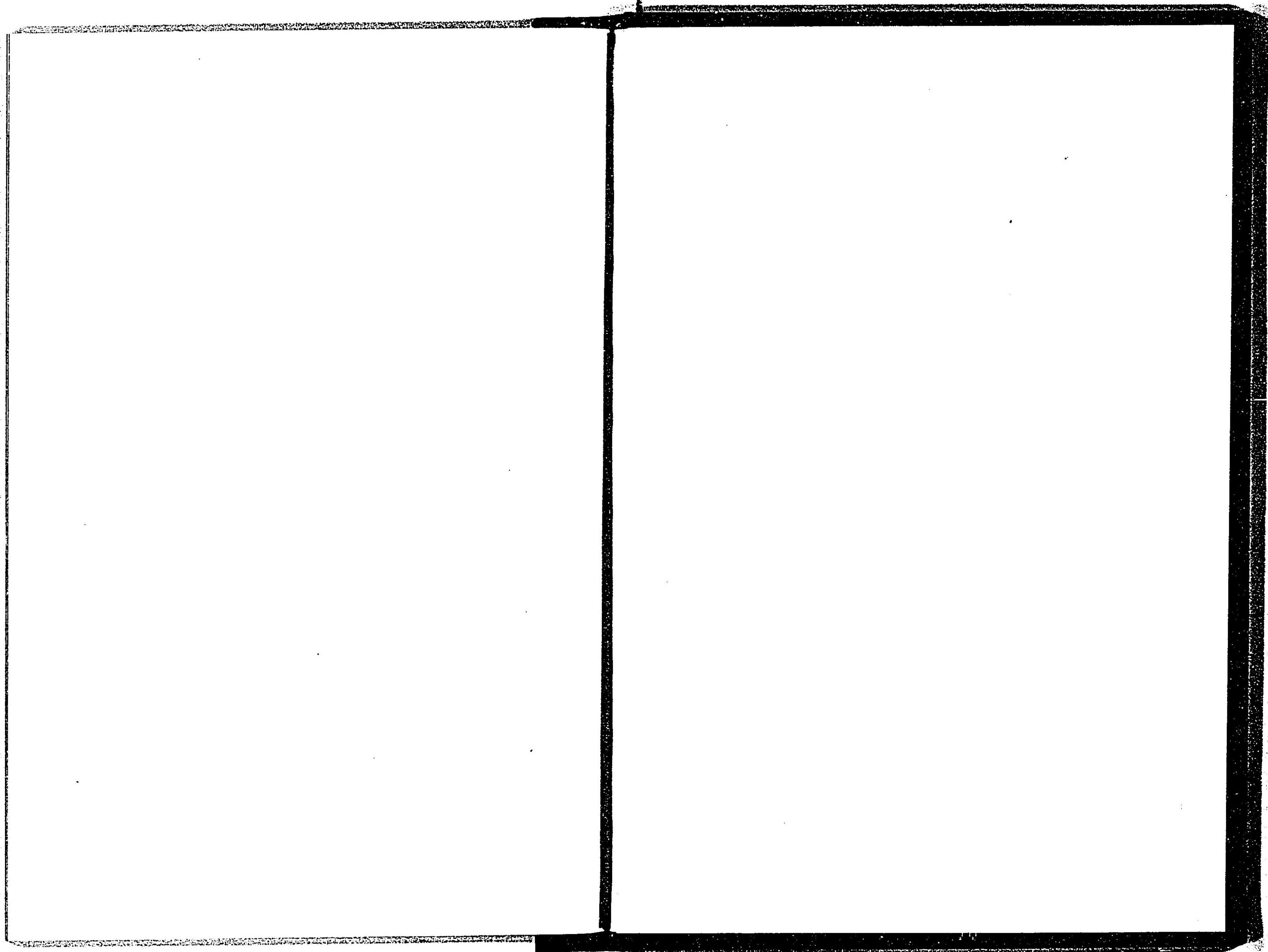




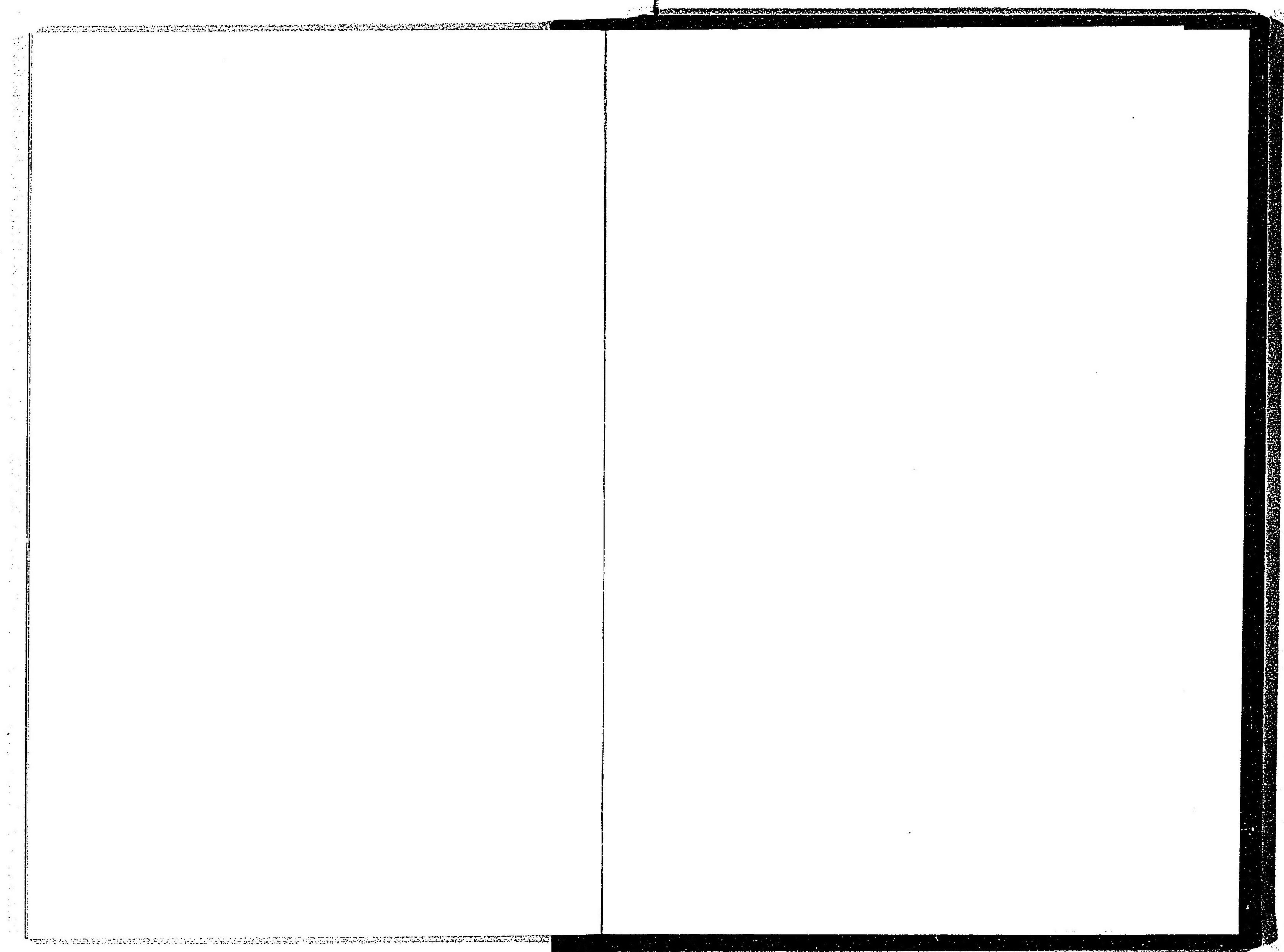


210.04
Ku871n
K











5/C13